

平成 29 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 4 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 7 月 11 日（火）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、小池委員、小菅委員、林委員、安井委員

事務局（3 名）

宮端行政管理課長、池田主査、原田主任

説明者（2 名）

保健予防課長、男女共同参画課長

<開会>

【部会長】

ただいまより、第4回新宿区外部評価委員会第3部会を始めます。

本日は、外部評価の実施にあたり、お手元の次第のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第3部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。

私は、外部評価委員会第3部会会長の名和田です。部会の委員は、小池委員、小菅委員、林委員、安井委員です。

本日は、四つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業54「新型インフルエンザ等対策の推進」について、説明をお願いします。

【保健予防課長】

保健予防課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

1点目は、新型インフルエンザ対策連絡会と地域医療体制専門部会、それぞれの機能、構成、役割について、教えていただきたい。

2点目は、内部評価シートの「サービスの負担と担い手」欄に、関係機関及び団体と一体となって進めていると記載がありますが、この団体はどんな団体でしょうか。

3点目は、区内でインフルエンザが発生したときの想定規模について教えてください。

【保健予防課長】

初めに、新型インフルエンザ対策連絡会及び地域医療体制専門部会についてです。両方とも、年2回ずつ実施をしています。新型インフルエンザ対策連絡会については、要綱がありまして、目的は、区における新型インフルエンザ対策の推進及び医療機関や、警察、消防等との連携を図るためとしています。委員の構成は、新宿区医師会、歯科医師会、薬剤師会から参加いただいています。医療機関についても、全体で13の主要な医療機関に参加をいただいています。また、住民の代表も参加をいただいています。また、関係行政機関については、警察署、消防署、区の関係部署となっています。地域医療専門部会については、連絡会よりも実質的なことを検討、実施する会議となっています。構成員については、新宿区医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関からも参加いただいています。参加人数については、参加人数が多いと機能的ではないということで、連絡会に比べて、よりコアなメンバーの方に参加していただいています。オブザーバーとして、平成28年は、都の感染症対策課などに、専門部会でどのようなことを実施しているのかということを見ていただいています。

【委員】

どのような団体が関連していますか。

【保健予防課長】

団体については、新宿区医師会、歯科医師会、薬剤師会です。

次に、想定される規模については、新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画にも被害想定に記載がありますが、区の人口から計算される罹患割合を、流行時には30%ということで予測をしています。新型インフルエンザについては、各段階に分けて考えています。海外発生期、国内発生期、都内発生早期、都内感染期、小康期という各段階において、新型インフルエンザが区内においてどの程度影響があるかというのを分け、被害想定や、対応を考え、計画しています。

【委員】

もう1点、関連ですが、罹患率が30%の想定とのことですが。区でもし新型インフルエンザ等が発生したら区内の行政等の機能は麻痺してしまうのではないですか。

【保健予防課長】

内部評価シートの「28年度の主な実施内容等」欄に、新宿区新型インフルエンザ等対策地域

医療包括BCPと記載しましたが、BCPとは事業継続計画ということで、非常時においても、いろいろな機能が麻痺しないように、事業が継続できるようにということで計画を立てています。こちらのほうは、新型インフルエンザ等対策行動計画とともに策定しています。

【委員】

大変、区民にとってありがたいと思います。ぜひ継続していただければと思います。

【保健予防課長】

ありがとうございます。

【部会長】

内部評価シートの「サービスの負担と担い手」欄の団体は何かという質問がありましたが、事業説明のときに住民の団体と言っていたかと思います。町会等と理解しましたが、よろしいでしょうか。

【保健予防課長】

住民代表等の関係機関及び団体ということで、住民代表については団体ではなく、住民の方を個人的にお願いして委員になっていただいているという経緯になっています。

【委員】

新型インフルエンザ等発生時の指揮系統、また、関係機関や団体がどう動くかというチャートみたいなものはないのでしょうか。

【保健予防課長】

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画には、国と都と区の役割を発生段階に分けて記載しています。新型インフルエンザ対策連絡会についても、役割をより明確にするため、連絡会の役割を明記するよう、区の組織改正に伴い改訂しています。

【委員】

新宿区と他の22区との連携についてはどのようになっていますか。

【保健予防課長】

都の活動にはなるのですが、感染症ブロック協議会を大体年に2回、年度末にかけて都の感染症対策課が実施しています。23区を5ブロックに分けていまして、新宿区は、千代田区、中央区、港区とともに第1ブロックに属しています。ブロック協議会で、各区の状況などの情報共有や都の施策などについての情報提供等の協議を行っています。

【委員】

新型インフルエンザは、通常のインフルエンザとどのように違うのですか。

【保健予防課長】

インフルエンザについては、新型インフルエンザと季節性インフルエンザというように分けると考えやすいと思っています。

季節性インフルエンザとは、毎年流行するようなインフルエンザで、それについても幾つか型があります。そのため最近ではワクチンも大体四つぐらいの型を組み合わせたワクチンを接種するような形になっています。

もう一つ、新型インフルエンザについては、かつて人の間では流行したことがないような型のインフルエンザという定義になっています。例えば、H7N9と呼ばれる鳥インフルエンザですが、主に鶏の間で流行しているものが、何かの経緯で人に感染してしまい、場合によっては死亡に至ってしまうということがあります。人の間で流行したことがなく、免疫が人々の間にないため、爆発的に広がってしまうことや、感染したときに重症になりやすいことから、新型インフルエンザに対する対策が始まりました。

平成20年に広がった新型インフルエンザは、当初、新型インフルエンザに分類されていたのですが、感染したとしても死亡者が出るなどの被害がないということがわかり、現在は、季節性インフルエンザとして分類されています。

【部会長】

季節性インフルエンザの場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の範囲外であり、行政の対策が必要であれば、何か対策を行っていると理解していいですか。

【保健予防課長】

季節性インフルエンザについては、通常の感染症対策としての予防啓発や、区において、65歳以上の高齢者の方や13歳未満の子どもについては予防接種の一部費用を負担しています。

【部会長】

インフルエンザ対策はすべて保健予防課で行っているのですか。

【保健予防課長】

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて行っています。新型と季節性のインフルエンザがありますが、インフルエンザという言葉が共通なのでわかりにくいと思うのですが、季節性のインフルエンザは、流行期が過ぎれば次第に落ち着いていくというものであるのですが、新型インフルエンザは、かつてないほどの感染症が日本または新宿区に入り、それが拡大するような状況ということになります。その感染力の強さと拡大のしやすさから、社会的な影響がかなり大きく、特別な体制を整えることが必要ということで、季節性インフルエンザとは分けて、発生時に備えた体制を未発生期から整えていくということになっています。

【委員】

予算の執行率があまり高くないですが、毎年度計上しなければいけないのですか。

【保健予防課長】

いつ起こるかということがなかなか予測できないため、いつ発生してもいいように備える必要があります。執行率は低くなっていますが、予算を確保するという意味で、毎年度計上しています。

【委員】

新型インフルエンザ等発生時に備えた訓練には、どのような方が参加したのですか。

【保健予防課長】

参加者については、主に委員が中心です。オブザーバーとして都職員が参加することもあります。また、保健予防課や健康部の新任職員については、毎年、幹線防護服の着脱訓練を実施

しています。

【部会長】

ありがとうございました。

では続いて、計画事業33「男女共同参画の推進」です。説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

男女共同参画課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

小学校高学年向けに啓発誌を配付することは、子どもの発達を考えると大変効果的であると思います。3点、質問させていただきます。

1点目に、男女共同参画に関する区民・企業の意識・実態調査で、社会全体として「平等である」という回答が20%とありますが、この数字が高いのか低いのか他と比較してどうなのでしょう。

2点目に、平成28年度の実施で初めて中学生を対象にした調査を実施したと伺いました。調査の結果について教えてください。

3点目に、平成29年度の実施の中に第三次男女共同参画推進計画を策定中とありますが、構成メンバーについて教えてください。また、どのような事業を柱にしようとしているのか併せて教えてください。

【男女共同参画課長】

実態調査の概要版の6ページに平等感についての結果が記載されています。

まず、平等感が高いのか低いのかですが、低いと思います。5年前の調査で家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場など7つの項目を行いました。それと比較して、平等感が低くなっています。推測ですが、実態調査の報告書に就職された女性が増えたとありますので、例えば、お勤めすればお子さんを預けるなどの課題が発生することなどから、新たな不平等感が生じたのかとも考えられます。

【委員】

そうですか。色々な場面が増えたということはわかります。

【男女共同参画課長】

また、次の中学生を対象とした意識調査についても、実態調査の概要版に記載しています。6ページ、7ページに、中学生に同じ設問を聞いたところがあります。

中学生には、家庭生活、学校教育、社会全体、この三つの平等感について調査しています。性別役割分担についても設問を入れています。自分らしく生きていいのだよというところを、中学生にも啓発していきたいというのが我々の今の思いです。デートDVについても、若年層に対し早いうちから啓発していきたいと考えていますので、教育委員会と相談しながら、検討し

ていきたいと考えているところです。

現在、第三次男女共同参画推進計画を策定中です。職員や委託事業者とつくっていくのですが、ある程度、素案ができた段階で、庁内、男女共同参画推進会議などから広く意見を取り入れる予定で、柱建てから素案に向けて進んでいるという状況です。男女共同参画推進会議は、外部の方等も入っている、15名の会議です。女性の方が半数います。

男女共同参画推進計画の柱についてですが、第二次男女共同参画推進計画では五つの目標を柱として現在推進しています。この五つの目標に変わりはないのですが、現在、ワーク・ライフ・バランスが一番最初にあり、その次に個性をともに認め合おうというような流れになっているのですが、第三次男女共同参画推進計画は、人権の部分、誰もが人として尊重される社会というようなことを趣旨に、柱建てを今考えているところです。

【委員】

平成28年度のヒアリングの際に、小学校高学年向け啓発誌を拝見しました。啓発誌は学校に配布した後、何かサポートなどはしているのでしょうか。

【男女共同参画課長】

アンケートを毎年行っています。どのように活用したかというところが中心ですが、平成28年度いただいた実績では、配付した30校のうち、25校の学校で活用していただきました。道徳の時間や、学級活動、家庭科の時間、総合的な学習の時間など、それぞれで先生がサポートした上で、副読本として紹介した、という回答をいただいています。それぞれの先生方から、そのときの児童の様子も含めて、ひと言程度の感想をいただいています。

【部会長】

平成28年度まで「家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合」という指標があったかと思いますが。

【男女共同参画課長】

より説明がしやすい、わかりやすい指標ということで、第三次実行計画からは、内部評価シートに記載の指標1～4を設定しています。

【委員】

女性の就労等により意識が高まり、不平等だと感じる機会が増えたという点についての指標を設定することはできないでしょうか。

【男女共同参画課長】

女性の就労については、職業生活における女性、働いている個人としての女性に対する施策も区では継続的に実施しています。実態調査の8ページに、女性の就労のパーセンテージが出ているのですが、5年前と大きく変化した点が、望ましいと思う女性の働き方です。「結婚・出産にかかわらず、育児休業制度などを利用しながらずっと仕事をするほうがよい」と回答した方が、前は1番ではなかったのですが、今回、半数の数字をもって1番になっています。前回1番だったのは、「子どもができたらず一度退職して子育てに専念し、その後再就職するほうがよい」という回答です。男性も女性も含めての回答ですので、社会全体が今変わってきてい

るところなのだと思います。

一時的に女性に対する施策というのは必要だと思っています。しかし、男性と女性、どちらも不平等感がなくなることが究極の目指すところですので、女性の視点のみでの指標の設定は、考えていません。施策では、女性の視点という点も含めて実施していきたいと思っています。

【部会長】

不平等だと感じる場面が増えるために数字が一時的に悪くなるということなのか、それとも、世の中全体が不平等になっているからなのか、というところを切り分けられるように設問を工夫できないかという問題提起だったかと思います。「平等である」という設問の後に、「それはどうしてですか」という設問を設けて、同じ不平等感でも具体的な体験なのか、そうではないのか、という形で切り分けていくなどの工夫をしていただければと思います。

【男女共同参画課長】

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【委員】

「LGBT」とはどういう意味ですか。

【男女共同参画課長】

LGBTという言葉は、性的マイノリティーの方という意味で使用しています。男・女の性別だけでは生きていけない方もいるということを知ってもらうこと、また実際にそういう方たちが相談できるような体制が必要なのではないかと考えています。

【委員】

指標4「全審議会における女性委員のいる審議会の比率」とありますが、区の審議会は全部でいくつあるのでしょうか。

【男女共同参画課長】

現在、審議会は87あります。そのうち女性委員がいる審議会は78です。その割合が89.7%で、女性委員がいない審議会が9あるということです。委員数としては、女性の比率は現在33.9%です。年に2回、区内部で調査を実施し報告しています。

【部会長】

ありがとうございました。

では続いて、計画事業34「配偶者等からの暴力の防止」です。説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

暴力は重大な人権侵害であるため、迅速な支援を行う、目標を高く掲げて強力に進めていただきたい。法律に基づく事業なので、予算ももう少し計上して取り組んではどうかというように思っています。

事業そのものも大変難しい事業ではないかと思いますが、講座の内容、対象者、会場、時期、時間など、かなりの工夫が必要だと思います。そういう点から、こういう工夫があるということ、内部評価シートに分かりやすく記載していただくと良いのではないかと感じます。

また、講座にロールプレイングあるいは映像を取り入れて工夫しているなど大変熱心に取り組んでいることはよくわかりますが、第三者の専門家を交えることでさらに効果が上がるのではないかと思います。

【男女共同参画課長】

DVの講座等の内容ですが、平成28年度は3つの講座を実施しました。時間については、土曜日の昼間と平日の夜に開催しました。どこが来やすいのか検討し、この時間帯に実施したのですが、参加者は20名には届きませんでした。しかし、それぞれ真剣に考えている方が参加されたのではないかと考えています。

DVの講座は、現在3つしかありません。そのため、一般の講座において、DVにつながりかねない依存症という講座を実施してみました。薬などのさまざまな依存症なのですが、会場は、シェルター等を持っている関係機関で行いました。依存症からDVに非常に高い確率でつながるということも、当事者の方や代表の方にお話しいただきました。DV防止は区が実施すべき大変重要な事業であると思っていますので、啓発だけでなく、今、悩んでいる方が救われるようにということを意識しながら講座を設定しています。

【委員】

新宿区にシェルターはあるのですか。

【男女共同参画課長】

場所等は申し上げられませんが、シェルターへつなぐ手立ては持っています。

【委員】

相談からシェルターを紹介するなどの、一貫した手続きの方法は現在あるのですか。

【男女共同参画課長】

あります。平成29年10月から開始する「新宿区配偶者暴力相談支援センター」については、あくまでもわかりやすい専門相談電話を実施するというものです。それ以前に、現在もいろいろな被害に遭われた方の支援は行っており、各部署の間でも連携しています。命の危険があるかどうか、何を望んでいるのか、そこの二つを重点に置いて、丁寧にどこの窓口でもお話を聞くようにしています。

【部会長】

「新宿区配偶者暴力相談支援センター」は、そのような方がいるのですか。

【男女共同参画課長】

非常勤の専門相談員が3名です。

【委員】

今までは、専門的な相談はどうされていたのですか。

【男女共同参画課長】

生活福祉課に女性相談員がいます。そこに多く相談が入ってきます。その他には、都の配偶者暴力相談支援センター、そして警察、この三つが今までの柱でした。

【部会長】

専門相談員は、資格を持っている方ですか。

【男女共同参画課長】

特に資格は設けていません。実務経験を第一に考え、以前、都の相談員をされていた方、区で相談員をされていた方、もう一人は母子関連の夜間のシェルターにいらした方を採用しました。しっかりと経験を積んだ方を採用できたと思っています。

【委員】

27人の方が講座に参加されていますが、どのような方法で知ったのでしょうか。

【男女共同参画課長】

チラシや区の広報紙のほかに、人づてに知ることが非常に多いです。もともと相談なさっている方や関係機関から、教えてもらうということがあるようです。

【委員】

啓発が最重要だということでお聞きしますが、計画事業33「男女共同参画の推進」で小学校高学年に啓発誌を配布しているということですが、本事業の内容は、これから大人になっていく入り口の子たちにも情報として提供すべきだと思います。この啓発誌の中にはDVについても入っているのですか。

【男女共同参画課長】

小学校高学年向けの啓発誌にはDV防止については入っていません。実際に虐待を受けている子どもがいる場合に、情報の出し方が非常に難しいのです。今回、中学生のアンケート調査を行いました。来年以降、まず中学生に向けてこのDVに関することをどうやって伝えられるか、事業化に向けて考えているところです。まだ小学生には難しい点もありますので、さまざまな専門家の意見も聞きながら検討していこうと思っています。

【委員】

教育委員会やPTAは、この事業をやる上での協力は欠かせないと思いますが。

【男女共同参画課長】

そのとおりです。学校教育の中で実際に傷ついている子どもがいる中に、こういう情報をどうやって持っていこうかというのが一番気にしているところです。

【部会長】

事業に対する財政措置は国が講じておらず、区の単独事業ということですね。

【男女共同参画課長】

そのとおりです。

【部会長】

指標の設定を、実際に問題を抱えている人の相談につながった人数にするなど、単なる講座参加者数だけが指標ではないと感じました。また、新宿区配偶者暴力相談支援センターが立ち

上がり、経常事業化するわけですが、新宿区配偶者暴力相談支援センター関連の指標の設定があってもいいのかなと感じました。

ありがとうございました。では続いて、計画事業35番「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」についてです。説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。委員から質問をお願いします。

【委員】

ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰は、だれが表彰するのですか。

【男女共同参画課長】

新宿区長です。

【委員】

東京商工会議所新宿支部や新宿区商店会連合会等との連携はしていないのですか。

【男女共同参画課長】

東京商工会議所新宿支部とはこれまでも連携しています。東京商工会議所新宿支部の情報を使って、ファックス等を利用して情報提供していただいたりしています。ただ、それ以上の広がりがないかなので、商工会議所やさまざまな法人会等との連携も考えていこうと思っています。

【委員】

連携を広げるとのことですが、いろいろな方法があると思いますので、もうすこし密接になげられたほうがいいと思います。

【男女共同参画課長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

ワーク・ライフではなくて、ライフ・ワークというところもありますが、どうお考えになりますか。

【男女共同参画課長】

都にも同じような中小企業向けの制度がございます。そこはライフ・ワークと変えました。私どもは今のところ変えるつもりはありません。仕事があった生活と想着っていますので、やはり、ワーク・ライフのバランスではないかなと考えています。

【委員】

指標1「ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定企業数」とありますが、認定企業の規模を教えてください。また、目的（目標水準）の達成度について、「達成度が低い」としていますが、その原因はどこにあると考えていますか。

【男女共同参画課長】

まず、ワーク・ライフ・バランス推進企業についてですが、申請が158社ありました。その内訳ですが、大企業26社、中小企業132社です。

「達成度が低い」とした原因は、事業の周知が足りないと感じています。男女共同参画課だけでなく、区の他部署の力も借りていかないと、なかなか区内企業に届かないのかなと思っています。その点について、委託事業者も含めて進めていきたいと考えています。

今、特に働き方改革が言われているところです。しかし、区内企業同士の横のつながりが少ないため、例えば、育児休業から復職するときの規則等の整え方が分からない、という話も聞きます。今後、そういったことをどのように伝えていくかなどについて重点を置いていきたいと思っています。

【委員】

男女共同参画課は、いわゆる、ブラック企業と言われているような企業に査察をするような権限はないですが、ある程度、企業の働き方、従業員の視点に立った事業でなければならないと思います。

【男女共同参画課長】

はい、ありがとうございます。

実は推薦いただく際に融資とタイアップしています。ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請すると、産業振興課で行っている融資が受けられます。そのため、ワーク・ライフ・バランスを考えていない、規則等を整えていない企業の申請もあります。そのような企業に、無料でコンサルタントを派遣することもできますので、コンサルタントを派遣し、企業の意識を変えるような取組を、少しずつですが行っています。

【部会長】

企業の横の連携というのは、重要な視点だと感じました。

これで今日のヒアリングを終わりにします。ありがとうございました。

＜閉会＞